

しょう じ ふくし けいかく 障がい児福祉計画

① ていきょうたいきょう せいび 提供体制の整備

はつかいちし しょう こ かぞく たいせい ととの
廿日市市では障がいのある子どもと、その家族をサポートする体制を整えています
が、引き続き、ニーズを把握し、必要な支援をしていきます。

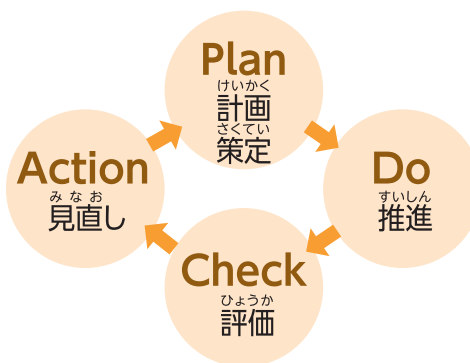
② しょうがいじ つうしょ しえん 障害児通所支援

- ほうかごとう にっちゅう いちじ しえん じぎょう たしちょう じょうきょうとう さんこう
放課後等デイサービスと日中一時支援事業については、他市町の状況等を参考にし
てサービス利用のあり方について考えていきます。
- しょう こ かぞく しえん かんけい きかん きょうりよく すす
障がいのある子どもとその家族を支援するため、関係機関との協力を進めます。
- はつかいち福祉ねっとで会議や研修を開催し、専門家を中心に関係機関と協力し、
いりょうてき ひつよう こ しえん たいせい ととの
医療的ケアの必要な子どもの支援体制を整えていきます。
- しょう うむ こ ほいく きょういく う かんけい き
障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが保育、教育を受けられるよう、関係機
関 きょうりよく そうだん かんきょう つく
関と協力して相談しやすい環境を作ります。

ひょうか たいせい 評価体制

けいかく すす ていきてき けいかく ひょうか ひつよう
計画を進めるためには、定期的に計画の評価をし、必要
おう けいかく みなお おこな とく かんが
に応じて計画の見直しを行う等、PDCAサイクルの考えを
と い と く ひつよう
取り入れながら取り組んでいく必要があります。

はつかいちし はつかいちし ほけん ふくし しんぎかいしょう ふくしせん
廿日市市では、「廿日市市保健福祉審議会障がい福祉専
もんぶかい ふくし まいとし けいかく すいしん
門部会」と「はつかいち福祉ねっと」で毎年、計画の推進に
ひつよう けんとう かくじつ しんこう かんり ひょうか おこな
必要なことの検討や確実な進行管理、評価を行います。

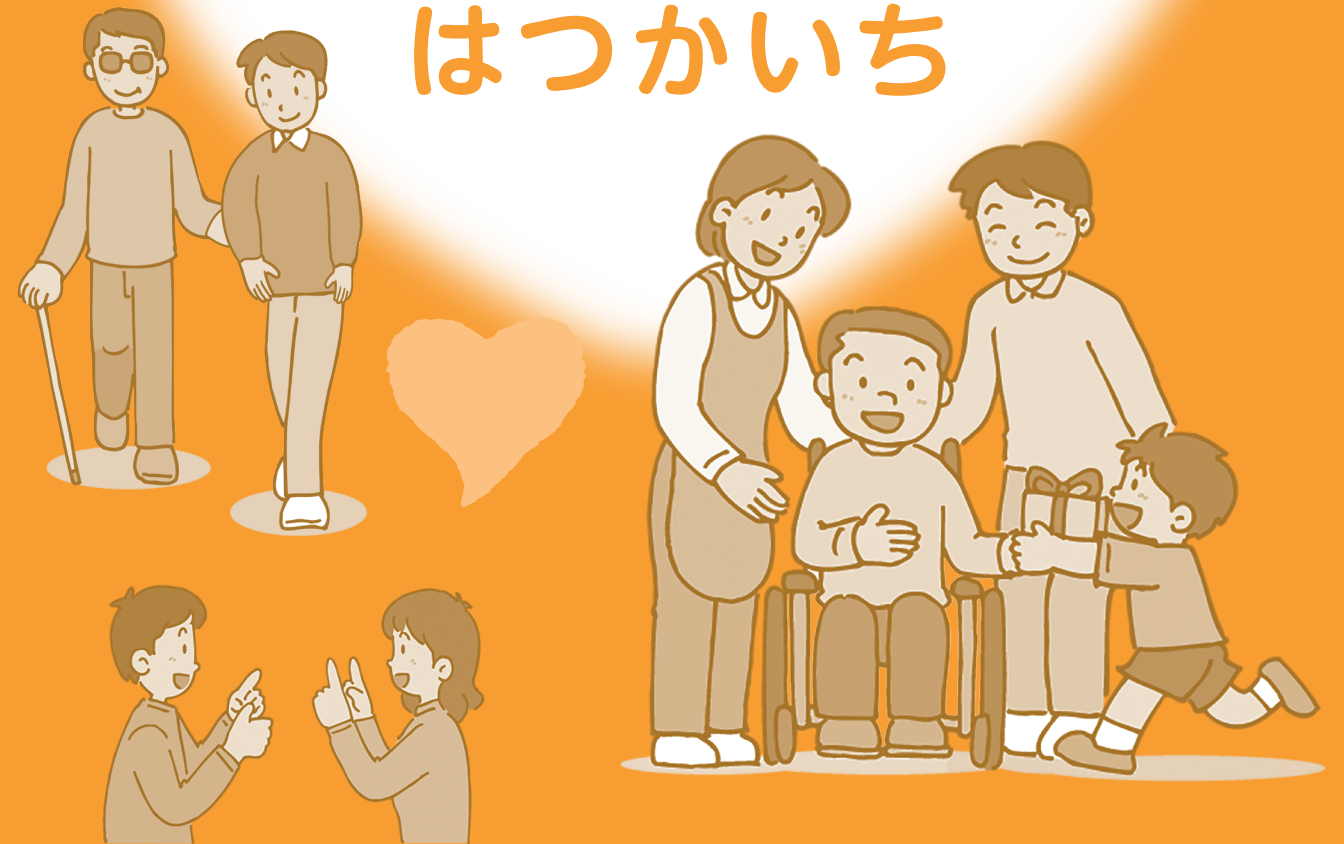


だい き はつかいちししょう ふくし けいかく だい き はつかいちししょう じ ふくし けいかく
第7期廿日市市障がい福祉計画・第3期廿日市市障がい児福祉計画
がいようばん
わかりやすい概要版

はっこうび れいわ ねん がつ
発行日 令和6(2024)年3月
はっこうしゃ はつかいちし けんこうふくし ぶ しょうがいふくし か
発行者 廿日市市 健康福祉部 障害福祉課
じゅうしょ ひろしまけん はつかいちし しんぐう ちょうめ ばん こう
住 所 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 Tel (0829)30-9152 Fax (0829)20-1611

だい き はつ か いち し しょう ふく し けい かく 第7期廿日市市障がい福祉計画 だい き はつ か いち し しょう じ ふく し けい かく 第3期廿日市市障がい児福祉計画 れいわ ねんど れいわ ねんど 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

ひとりひとりが
えがお
笑顔で暮らせるまち
はつかいち



わかりやすい
がいようばん
概要版

れいわ ねん がつ
令和6(2024)年3月
はつかいちし
廿日市市

計画策定の趣旨

廿日市市では、障がいのある人を支援する取組みを進めるとともに、様々なニーズに応じたサービスの充実に努め、全ての人にとって暮らしやすい社会を目指すため、「第7期廿日市市障がい福祉計画」「第3期廿日市市障がい児福祉計画」を策定します。

計画の法的位置づけ

「第7期廿日市市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に、「第3期廿日市市障がい児福祉計画」は、児童福祉法によって作ることが決まっております。広島県の障害福祉計画と障害児福祉計画に反映されます。

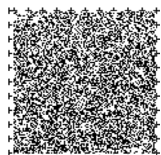
計画の対象

この計画の対象は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、そのほか心身の機能に障がいがある人としてします。

計画期間

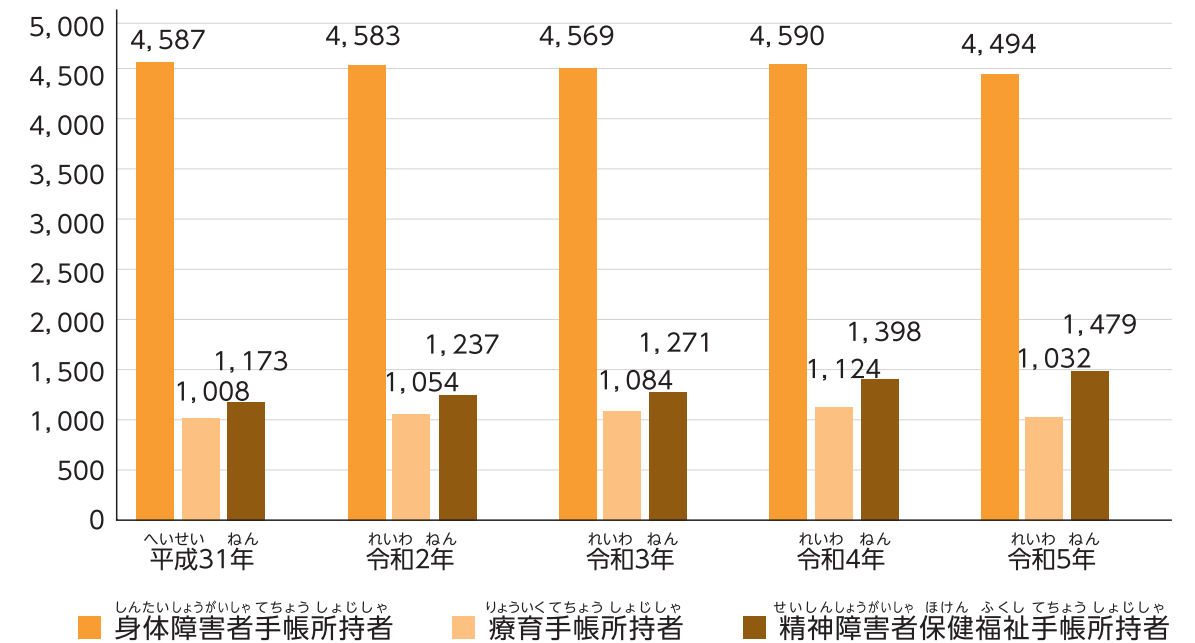
この計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
第3次廿日市市障がい者計画			第4次廿日市市障がい者計画					
第6期廿日市市障がい福祉計画			第7期廿日市市障がい福祉計画					
第2期廿日市市障がい児福祉計画			第3期廿日市市障がい児福祉計画					



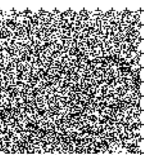
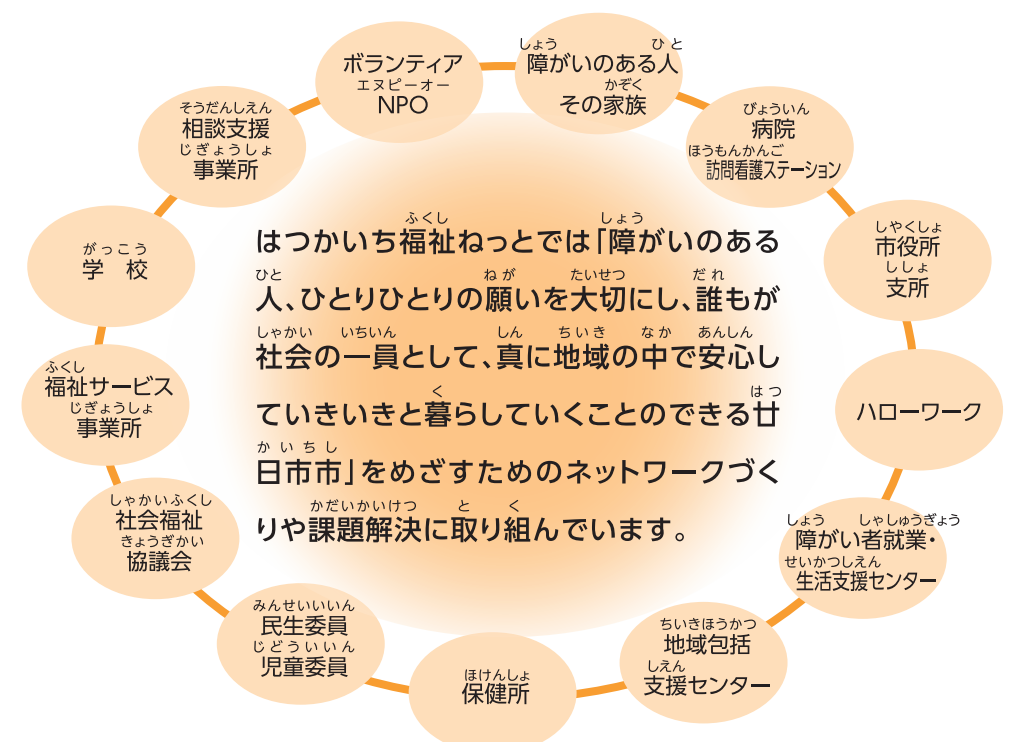
廿日市市の障がいのある人の状況

障がいのある人の状況としては、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数が増加傾向にあります。



【はつかいち福祉ねっと構成図】

「はつかいち福祉ねっと」とは、障がいのある人を支えるために、障がいのある人やその家族、福祉、医療、教育、就労など様々な関係者が集まる場です。

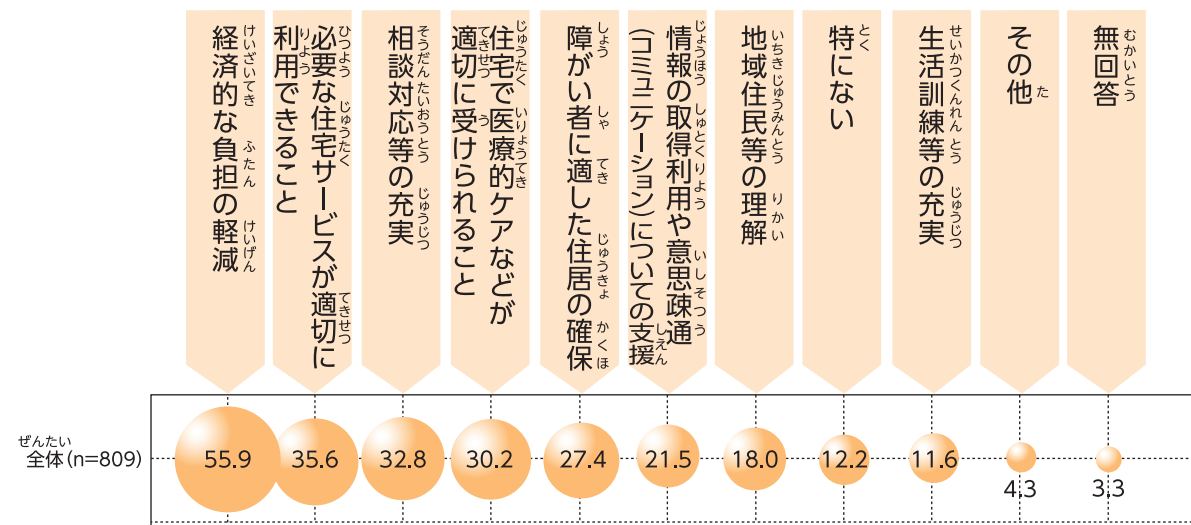


アンケート調査による利用希望

- 希望する暮らしを送るために

希望する生活をするための支援としては、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」となっています。

あなたが希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

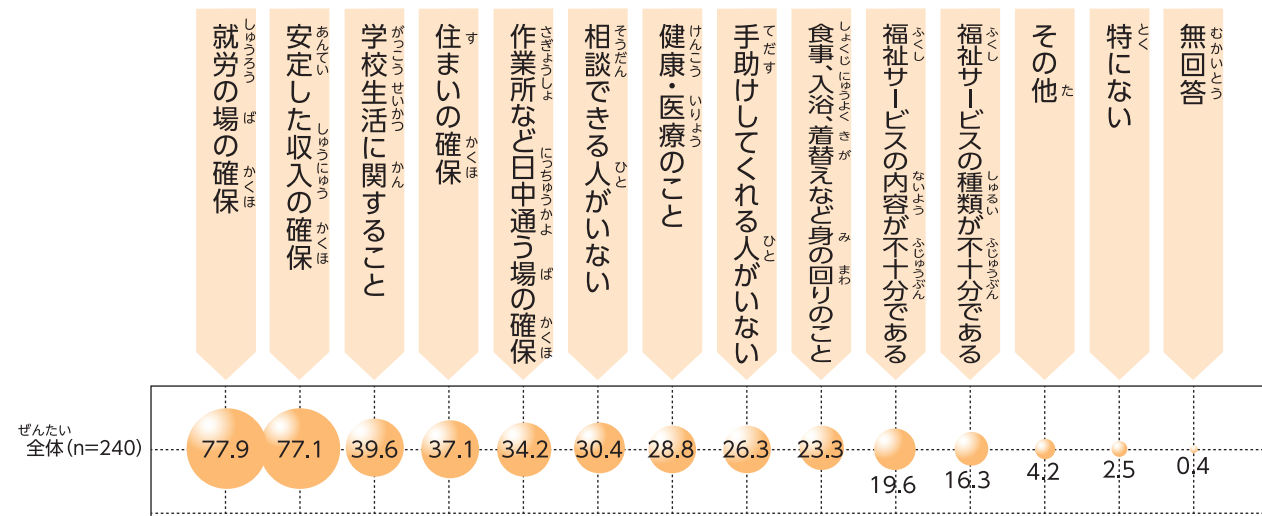


※障がいのある人対象の調査結果より

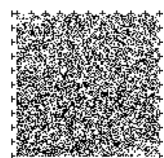
- 将来にわたって地域で暮らし続けるために

子どもが廿日市市で暮らし続けるための課題としては、「就労の場の確保」が最も多く、次いで、「安定した収入の確保」となっています。

お子様が将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になるとお考えですか。



※障がいのある子どもの保護者対象の調査結果より



障がい福祉計画

廿日市市の方向性

1 地域生活への移行や就労支援

障がいのある人が施設入所から地域生活へ、また、福祉就労から一般就労ができるよう進めていきます。

- 障がいのある人が、地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくり(以下、地域生活支援システム)を進めていきます。
- 強度行動障がいの人やその家族のニーズを把握して、関係者と協力しながら支援していきます。

2 相談支援体制の充実・強化

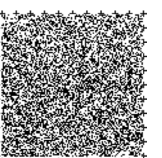
廿日市市の相談支援の総合窓口である『障がい福祉相談センターきらりあ』を中心に、障がいのある人の悩み相談、暮らしについて一緒に考えていきます。

廿日市市が主にやっていくこと

1 サービス

訪問系サービス

- 関係機関と協力し、ヘルパー不足を解決する方法を考えていきます。また、研修会を開催し、サービスの質の向上を進めます。
- 一人での外出にサポートが必要な障がいのある人への支援について、サービス内容などの情報発信をし、ヘルパー事業所に対しては研修会への参加を呼びかけます。
- 医療的ケアが必要な障がいのある人の地域生活を支援するため、専門家を配置して支援体制を考えていきます。



にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス

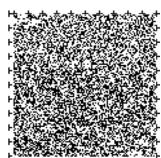
- 特別支援学校卒業予定の方を把握し、日中活動系サービスに関する情報を共有し、適切な進路先の確保に努めます。
- 短期入所(ショートステイ)は、緊急時に利用しにくいという声があるため、実態を把握し、解決に向けて考えていきます。また、短期入所の体験利用も進めていきます。
- 通いたい事業所に通いやすくなるよう、交通費の一部助成を続けていきます。

きょじゅうけい 居住系サービス

- 障がいのある人が自ら選んだ住まいで、安心して自分らしく生活できるよう、グループホームの充実に向けて支援します。
- 地域で安心して住み続けることができるよう、地域生活支援システムの機能を充実させていきます。

せいしんしょう たい し えん ② 精神障がいに対する支援

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が総合的に確保される仕組みづくり(精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム)を進めていきます。
- 精神科病院に入院している精神障がいのある人の地域移行に向け、関係機関と協力し、退院後の生活を支援していきます。



はったつしょう しゃ たい し えん ③ 発達障がい者に対する支援

- 子育てに不安がある人を対象に、怒らない子育てのコツを学び孤立感を減らすことにより子どもの健やかな発達を促すことを目的とした「魔法の褒め方(ペアレントトレーニング)」を実施します。

そうだん し えん たいせい じゅうじつ きょうか ④ 相談支援体制の充実・強化

- 地域での生活を支えるために『障がい福祉相談センターきらりあ』を中心に相談支援の体制を充実させます。
- 様々なニーズに対応するため、各機関と協力し安心できる支援の体制ができるよう努めます。

しょうがい ふくし どう しつ こうじょう ⑤ 障害福祉サービス等の質の向上

- 指導監査の結果などをホームページなどを活用して情報提供していきます。

ちいき せいかつ し えん じぎょう ⑥ 地域生活支援事業

ひつす じぎょう 必須事業

- 手話相談員などが聴覚に障がいのある人の相談に対応します。また、スマートフォンやタブレットを使い、聴覚に障がいのある人を支援します。
- 日常生活用具給付等は、対象となる用具の基準を見直すようにしていきます。
- 障がいのある人の生活を支援するため、利用者の状況に応じたサービスの確保に努めます。

にんい じぎょう 任意事業

- 生活訓練事業(障がいのある人の生活能力の維持、向上をしていくこと)、社会参加促進事業(障がいのある人の自立、地域で日常生活ができるようにしていくこと)、日中一時支援(日中、一時的に見守る方がいないため施設などに預けること)などのニーズを把握し、活動を支援していきます。

